

証券コード 6440
2021年3月3日

株主各位

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1

JUKI株式会社

代表取締役 内梨晋介

第106回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第106回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大防止及び株主の皆様の安全の観点から、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会へのご出席を見合わせ、同封の議決権行使書またはインターネット等により事前の議決権行使をされますよう、お願い申し上げます。書面または電磁的方法（インターネット等）によって議決権をご行使いただきます場合の行使期限は、次頁の2021年3月24日（水曜日）午後6時となります。よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

- 日時 2021年3月25日（木曜日）午前10時
- 場所 東京都多摩市鶴牧二丁目11番地1
JUKI株式会社 本社東棟3階多目的ホール
- 会議の目的事項
報告事項
 - 第106期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 第106期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役2名選任の件 |

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類等に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.juki.co.jp>）に掲載させていただきます。
- 法令及び定款第16条の規定に基づき、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

議決権行使についてのご案内

「株主総会参考書類」の36頁～42頁をご高覧の上、議決権行使をお願い申し上げます。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会へ出席される場合



株主総会開催日時 2021年3月25日(木) 午前10:00

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。
また、本招集ご通知をご持参下さい。

株主総会へ出席されない場合

書面による議決権行使

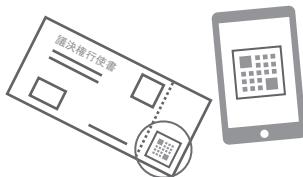
行使期限 2021年3月24日(水)
午後6時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、**行使期限までに到着**するようご返送下さい。

インターネットの スマート行使で議決権行使

行使期限 2021年3月24日(水)
午後6時まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマート行使」用QRコードをスマートフォンまたはタブレット端末で読み取り、議案に対する賛否をご入力下さい。

詳細は次頁をご確認下さい。

インターネットの ウェブサイトで議決権行使

行使期限 2021年3月24日(水)
午後6時まで



当社指定の議決権行使ウェブサイト
にアクセスしていただき、画面の案内に従って、議案に対する賛否をご入力下さい。

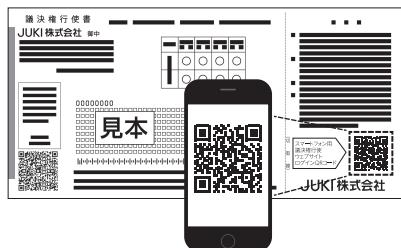
詳細は次頁をご確認下さい。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマート行使 QRコードを読み取る方法

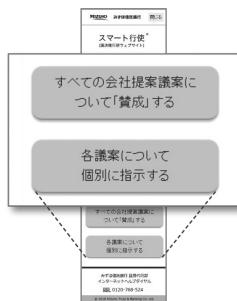
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- ① 議決権行使書用紙右片に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。
QRコードを読み取れるアプリケーション（又は機能）が導入されていることが必要です。

- ② 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

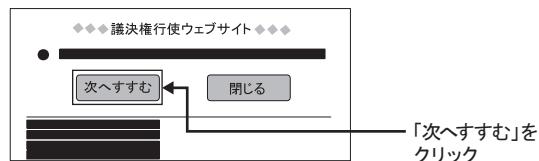
議決権行使後に賛否を修正する場合は、お手数ですが右記「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」で議決権行使ウェブサイトへアクセスして、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、議決権行使ウェブサイトへ遷移できます。

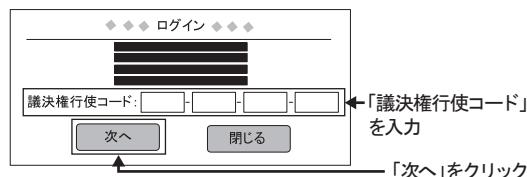
ウェブサイトへのアクセスで行使 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

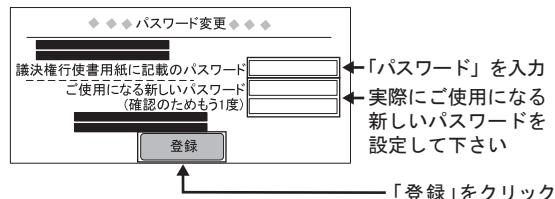
- ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。



- ② 議決権行使書用紙右片の裏面に記載された「議決権行使コード(ID)」をご入力下さい。



- ③ 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力下さい。なお、初回ログインの際にパスワードを変更しただく必要があります。



- ④ 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ、使用できなくなります。
ロックされた場合、画面の案内に従ってお手続き下さい。
※書面とインターネットによる議決権行使を重複してご行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにて複数回ご行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
※インターネット接続に係る費用は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせ下さい。

みずほ信託銀行 証券代行部

☎ 0120-768-524 (受付時間 平日 午前9時～午後9時)

事業報告

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における事業環境は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、設備投資の抑制や消費需要の冷え込みが続いておりますが、下期に入り、5Gなどに牽引された半導体や自動車関連等の需要拡大により中国を始めとして一部の国・地域での経済活動が活性化してまいりました。

当社を取り巻く環境は、特に上期においては新型コロナウイルス感染拡大により相当な影響を受けましたが、下期からは中国等を中心に設備投資需要の回復が見られ、またお客様のサプライチェーン分断への対応（生産地分散化）など当社のビジネスチャンスに繋がる動きも出始めております。

当社は2020年から2022年の構造改革を軸とした中期計画フェーズⅡにおいて、そのビジョン「お客様とJUKIが製品・サービスを通じて企業価値を向上できる“モノ-コト”づくり企業」の下、“5つの変革※”を軸とした構造改革、すなわち ①管理間接業務のスリム化などによるコスト構造改革、②高収益分野の営業力強化などの事業領域拡大による付加価値の極大化、③ミドルマーケット開拓強化などのボーダレスによる顧客基盤強化に取り組んでまいりました。

※5つの変革

- ①成長力のある市場・お客様の開拓
- ②収益力をアップする事業領域の拡大
- ③イノベーティブな技術領域の拡大
- ④経営の5S（Simple、Slim、Speedy、Seamless、Smart）を軸とした生産体制及び管理（間接）業務体制の構築
- ⑤“持続可能な”経営の実践

同時にコロナ禍における厳しい事業環境に対応するため期初に掲げた構造改革を更に深掘りし、本社や国内外のグループ工場の一斉操業停止を含む大幅な生産調整、管理（間接）部門の一時帰休や新たな勤務フォーマーションの導入、処遇も含めた人事制度改革の推進、設備投資計画の見直しなどにより、当連結会計年度で前年同期比約72億円の固定費削減を進め、収益改善を図ってまいりました。

その結果、当連結会計年度では売上高は704億1百万円（前年同期比29.0%減）となりましたが、第2四半期をボトムに回復基調に転じ、第4四半期の売上高は第3四半期比で45.1%増加、前年同期比では95.5%まで回復しました。

当連結会計年度の利益面につきましては、営業損益は44億6千9百万円の損失(前年同期は38億3千8百万円の利益)、経常損益は39億5千7百万円の損失(前年同期は29億4千1百万円の利益)、親会社株主に帰属する当期純損益は46億8千8百万円の損失(前年同期は17億6千3百万円の利益)となりましたが、売上の改善並びに上記コスト構造改革により、第3四半期以降回復に転じ、第4四半期には黒字に転換いたしました。

次に主なセグメント別の状況につきましてご報告申し上げます。

① 縫製機器&システム事業

工業用ミシンの売上は、新型コロナウイルス感染拡大により、特に上期において、お客様である全国各地の縫製工場の操業度が落ち設備投資需要が低水準で推移するなど相当な影響を受けたことで前年同期(累計)比では大幅に減少しましたが、第4四半期は第3四半期比62.8%増加し、中国、米州の売上高は前年同期を上回るなど着実に回復が進んでまいりました。家庭用ミシンの売上は新型コロナウイルス感染拡大に伴う巣ごもり需要拡大に対応したことにより、日本、欧米の各市場で増加しました。その結果、当連結会計年度の縫製機器&システム事業全体の売上高は427億3千2百万円(前年同期比33.5%減)となりました。

利益面においては、売上の大幅な減少や工場の稼働率低下の影響などにより当連結会計年度のセグメント損益(経常損益)は22億1百万円の損失(前年同期は26億8千万円の利益)となりましたが、売上の改善並びに上記構造改革によるコスト削減に努め着実に赤字幅を縮小し、第4四半期には黒字に転換いたしました。

② 産業機器&システム事業

産業装置では、上期は新型コロナウイルス感染拡大により相当な影響はあったものの中国等を中心に5G関連等の設備投資需要の回復が進み、第4四半期の売上高は第3四半期比で64.2%増加し、前年同期を上回るなど着実に回復が進んでまいりました。一方、受託加工等のグループ事業では車載関連を中心に売上が伸び悩み、当連結会計年度の産業機器&システム事業全体の売上高は274億4千7百万円(前年同期比20.8%減)となりました。

利益面においては、売上減少や上期の工場稼働率低下の影響などにより、当連結会計年度のセグメント損益(経常損益)は4千2百万円の損失(前年同期は18億5千3百万円の利益)となりましたが、第3四半期は売上改善並びに上記構造改革によるコスト削減や工場稼働率の改善が進んだことなどにより黒字に転換し、第4四半期は更に大幅な増益(前期比5億3千9百万円増)となり、前年同期比でも増益を果たしました。

(2) 設備投資の状況

当期においては、機械装置及び運搬具に6億2千8百万円、建物及び構築物に5億3千7百万円等、総額19億7千7百万円の設備投資を実施いたしました。

(3) 資金調達の状況

当期における資金調達は、自己資金及び金融機関からの借入金等により充当いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く事業環境は、新型コロナ感染拡大や米中貿易摩擦の影響による景気減速や、競合他社との競争の激化などが想定される一方で、AI/IoT/5G等技術革新の加速やAfterコロナを展望した市場/顧客の変化による新たなビジネス展開が進展しており、このようなニューノーマルな環境に対応した新しいビジネスモデル/経営基盤の構築が求められています。また“持続可能な開発目標(SDGs)”を受け、長期的な展望で持続可能な社会の実現に向けた取り組みは社会全体で更に加速しております。

このような事業環境の変化を踏まえ、当社は2020年から2022年までを計画期間とする中期計画フェーズⅡを見直しました。

新中期計画2021-2022では、付加価値構造改革及びコスト構造改革を強力に推進し、併せて、“6つの変革(6X)※”で事業戦略と体制戦略の変革を強力に推し進めることで、成長軌道に回帰しつつ、質的変換を図ってまいります。

※6つの変革

- ①ボーダレスX：新興国市場（ミドルマーケット）や産地移転に伴い成長性の期待できる市場とお客様の開拓を図ってまいります。
- ②ビジネスモデルX：ノンアパレルや検査機、自動倉庫等、収益力をアップする事業領域の拡大を更に図ってまいります。
- ③SDGs経営X：事業を通じた新興国における雇用機会の創出や縫製工場のスマート化支援による衣料廃棄ロス削減などの社会課題の解決を通じて“持続可能な”経営の実現を図ってまいります。
- ④R&DモデルX：先端技術の活用によるネットワーク/プラットフォーム事業、ロボット事業の強化や、利便性、利用価値の高い商品・サービスの開発など、イノベーションな技術領域の拡大を図ってまいります。
- ⑤働き方改革X：工場のスマート化、間接業務のスリム化、職責と成果重視のジョブ型雇用制度の導入など、経営の5Sを軸とした生産体制及び管理（間接）業務体制の構築を図ってまいります。
- ⑥財務体質X：売上債権や在庫の回転期間適正化によるCCC（キャッシュコンバージョンサイクル）の短縮など、財務体質強化による自己資本強化と資産効率向上を図ってまいります。

これらの課題に当社グループは一丸となって取り組み、株主の皆様のご期待にお応えできますよう努めてまいりますので、今後とも一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第103期	第104期	第105期	第106期
	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期 (当連結会計年度)
売 上 高	百万円 103,659	百万円 112,064	百万円 99,169	百万円 70,401
経 常 損 益	7,839	8,385	2,941	△3,957
親会社株主に帰属する 当 期 純 損 益	5,642	6,640	1,763	△4,688
1株当たり当期純損益	円 192.61	円 226.68	円 60.20	円 △160.04
総 資 産	百万円 110,554	百万円 119,121	百万円 114,715	百万円 110,230
純 資 産	33,343	37,241	37,752	31,368
1株当たり純資産	円 1,117.07	円 1,246.93	円 1,264.28	円 1,059.32

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第103期	第104期	第105期	第106期
	2017年12月期	2018年12月期	2019年12月期	2020年12月期 (当事業年度)
売 上 高	百万円 49,487	百万円 59,696	百万円 50,988	百万円 28,326
経 常 損 益	2,793	3,941	1,430	△2,914
当 期 純 損 益	2,157	3,657	1,202	△2,806
1株当たり当期純損益	円 73.66	円 124.84	円 41.05	円 △95.81
総 資 産	百万円 89,903	百万円 94,571	百万円 89,045	百万円 86,531
純 資 産	29,172	31,337	31,670	28,135
1株当たり純資産	円 995.75	円 1,069.69	円 1,081.06	円 960.41

(注) 1株当たり当期純損益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。

(6) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率		主要な事業内容
		直接所有	間接所有	
JUKIオートメーションシステムズ(株)	百万円 2,618	% 91.8	% —	マウンタ・検査機・印刷機等の販売
JUKI産機テクノロジー(株)	300	100.0	—	マウンタ・検査機・印刷機等の製造販売
JUKI販売(株)	86	100.0	—	日本国内の縫製機器の販売
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	US\$ 29,435千	100.0	—	アジア地区の縫製機器の販売
重機(中国)投資有限公司	元 358,365千	100.0	—	中国地区子会社の管理統括及び縫製機器の販売
重機(上海)工業有限公司	元 239,025千	21.3	78.7	工業用ミシンの製造販売
JUKI AMERICA, INC.	US\$ 26,346千	100.0	—	米州地区の縫製機器の販売
東京重機国際貿易(上海)有限公司	元 5,001千	100.0	—	中国地区のマウンタ・検査機・印刷機等の販売
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	PLN 50千	100.0	—	欧州地区の縫製機器の販売
JUKI (VIETNAM) CO., LTD.	US\$ 5,000千	100.0	—	工業用マシン及び精密鋳造部品等の製造販売
重機(廊坊)工業有限公司	元 160,000千	—	100.0	工業用ミシンの製造販売

(注)1. 重機(上海)工業有限公司は2020年1月に重機(寧波)精密機械有限公司を吸収合併しております。

2. 重機(廊坊)工業有限公司は2020年9月に当社子会社の完全子会社とするとともに、新興重機工業有限公司から社名変更しております。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

事業セグメント	事業内容
縫製機器 & システム事業	工業用ミシン及び家庭用ミシンの製造・販売
産業機器 & システム事業	産業装置（マウンタ・検査機等）の製造販売、パーツ販売・保守サービス及び受託加工事業

(8) 主要な営業所及び工場

会社名	事業所名	所在地
J U K I 株 式 会 社	本社	東京都
	大田原工場	栃木県
J U K I オートメーションシステムズ(株)	本社	東京都
J U K I 産機テクノロジー(株)	本社工場	秋田県
J U K I 販 売 (株)	本社	東京都
JUKI SINGAPORE PTE. LTD.	本社	シンガポール
重機（中国）投資有限公司	本社	中国、上海市
重機（上海）工業有限公司	本社工場	中国、上海市
JUKI AMERICA, INC.	本社	アメリカ、フロリダ
東京重機国際貿易（上海）有限公司	本社	中国、上海市
JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.	本社	ポーランド、ワルシャワ

(9) 従業員の状況

(2020年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
縫製機器 & システム事業	3,115名	445名減
産業機器 & システム事業	1,831名	25名減
その他の事業	96名	0名
全社(共通)	245名	5名減
合計	5,287名	475名減

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
909名	2名増	44.5歳	18.5年

(注) 上記従業員数には、嘱託社員、パートタイマーを含み、派遣社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先及び借入額

(2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	15,389
三井住友信託銀行株式会社	6,599
株式会社日本政策投資銀行	6,017
株式会社広島銀行	4,734
みずほ信託銀行株式会社	4,080
株式会社商工組合中央金庫	3,951

2. 会社の株式に関する事項（2020年12月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,874,179株（自己株式 578,890株を含む）
- (3) 株主数 12,548名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,838	6.27
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,066	3.63
株式会社みずほ銀行	938	3.20
日本生命保険相互会社	732	2.49
朝日生命保険相互会社	569	1.94
第一生命保険株式会社	511	1.74
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	494	1.68
明治安田生命保険相互会社	460	1.57
株式会社日本カストディ銀行（信託口5）	438	1.49
みずほ信託銀行株式会社	401	1.36

(注) 持株比率は自己株式（578,890株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	清 原 晃		JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役社長
代表取締役専務執行役員	内 梨 晋 介	「グローバル コ・オペレートセンター(財務経理部)担当」兼「事業センター(産業機器&システムユニット 産業装置カンパニー、グループ事業カンパニー) 担当」兼「生産センター担当」	
取締役常務執行役員	見 浦 利 正	「グローバル コ・オペレートセンター(人事総務部、業務プロセス革新部)担当」兼「秘書室担当」兼「グループ監査部担当」兼「グループ品質保証部担当」兼「内部統制・コンプライアンス担当」兼 人事総務部長	JUKIプロサーブ㈱代表取締役会長
取締役常務執行役員	浜 外 剛 重	「事業センター(縫製機器&システムユニット)担当」兼 縫製機器&システムユニット長 兼「事業センター(カスタマービジネスカンパニー)担当」	JUKI販売㈱取締役
取締役	長 崎 和 三		
取締役	堀 裕		弁護士 国立大学法人千葉大学理事・副学長 フィデアホールディングス㈱社外取締役
常勤監査役	鈴 木 正 彦		JUKIオートメーションシステムズ㈱監査役 兼 JUKI産機テクノロジー㈱監査役 兼 重機(中国)投資有限公司監事 兼 東京重機国際貿易(上海)有限公司監事
監査役	田 中 昌 利		弁護士 特許庁審判参与 産業構造審議会臨時委員 早稲田大学大学院法務研究科教授(任期付)
監査役	渡 辺 淳 子		常磐興産㈱常務取締役

- (注) 1. 監査役渡辺淳子氏は、2020年3月26日開催の第105回定時株主総会において新たに選任され就任いたしました。
2. 取締役長崎和三氏、堀裕氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
3. 取締役長崎和三氏、堀裕氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
4. 監査役田中昌利氏、渡辺淳子氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
5. 監査役田中昌利氏は、所属事務所の方針により、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員の指定、届け出は行っておりません。
6. 監査役渡辺淳子氏は、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
7. 監査役鈴木正彦氏、渡辺淳子氏は、長年財務・経理関連業務等を担当した経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 2021年1月1日付けで一部の取締役の地位に変更がありました。

氏名	変更前	変更後
清原 晃	代表取締役 社長	代表取締役 会長CEO
内梨 晋介	代表取締役 専務執行役員	代表取締役 社長COO

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人数	報酬等の額
取締役	6名	131百万円
監査役	4名	25百万円
合 計	10名	156百万円

(注) 上記には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外役員の重要な兼職の状況等

重要な兼職の状況等につきましては、12ページに記載のとおりであります。
なお、当社との間には特記すべき関係はございません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	長 崎 和 三	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。
	堀 裕	当期開催の取締役会13回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	田 中 昌 利	当期開催の取締役会13回のすべてに、また、監査役会14回のすべてに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
	渡 辺 淳 子	社外監査役就任後に開催された取締役会11回のすべてに、また、監査役会11回のすべてに出席し、必要に応じ、主に経験豊富な企業経営者の観点から発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役長崎和三氏、堀裕氏、社外監査役田中昌利氏、渡辺淳子氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

④ 社外役員の報酬等の総額

	支給人数	報酬等の額
社外役員の報酬等の総額等	5名	26百万円

(注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した監査役1名を含んでおります。
2. 役員賞与はございません。

(ご参考) 執行役員及び幹部職(コーポレートオフィサー)

(2020年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
常務執行役員	後藤博文	重機(中国)投資有限公司執行董事 兼 本部総経理
常務執行役員	阿部裕	「事業センター(縫製機器&システムユニット)副担当」 重機(中国)投資有限公司 総裁(販売) 兼 JUKI (HONG KONG)LTD. 取締役会長 兼 JUKI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役会長
常務執行役員	石橋次郎	「開発センター(技術企画部、技術開発部、プラットフォーム・UX開発部、IoT・ネットワーク開発部、縫製機器開発部)担当」 JUKIオートメーションシステムズ(株)常務執行役員
常務執行役員	二瓶勝美	「事業センター(縫製機器&システムユニット)副担当」 JUKI INDIA PVT. LTD. 取締役社長
コーポレートオフィサー (グループ会社担当)	濱学洋	産業装置カンパニー長 JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役専務執行役員
コーポレートオフィサー (グループ会社担当)	新田実	縫製機器&システムユニット副ユニット長 JUKI AMERICA, INC. 取締役社長
コーポレートオフィサー (グループ会社担当)	松本潔	JUKI産機テクノロジー(株)代表取締役社長
コーポレートオフィサー	安西洋	「グローバル コ・オペレートセンター(経営企画部、情報システム部)担当」 兼 「開発センター(イノベーション推進室)担当」 兼 経営企画部長
コーポレートオフィサー	貫井邦夫	グループ事業カンパニー長 兼 グループ事業カンパニー開発部長 JUKIオートメーションシステムズ(株)コーポレートオフィサー
コーポレートオフィサー	中尾憲二	「生産センター副担当」 兼 ものづくり技術部長
コーポレートオフィサー	小西浩樹	「SCM改革担当」 兼 「縫製機器&システムユニット受発注管理担当」
コーポレートオフィサー	日塔隆	ものづくり技術部担当部長
コーポレートオフィサー	前田豊次	縫製機器&システムユニット副ユニット長
コーポレートオフィサー (グループ会社担当)	鈴木将義	JUKI会津(株)代表取締役社長
コーポレートオフィサー	鈴木康之	縫製機器開発部長
コーポレートオフィサー (グループ会社担当)	山中敏幸	JUKI SINGAPORE PTE. LTD. 取締役社長 兼 JUKI (THAILAND)CO., LTD. 取締役社長
コーポレートオフィサー	南大造	財務経理部長
コーポレートオフィサー (グループ会社担当)	野崎修一	JUKI (VIETNAM) CO., LTD. 取締役社長

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 | 71百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 81百万円 |

- (注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外に、「収益認識に関する会計基準」の適用における会計方針の検討に関する助言・指導業務等について対価を支払っており、それらは上記②の報酬等の合計額に含めております。
4. 当社の重要な子会社のうち、JUKI SINGAPORE PTE. LTD.、重機(中国)投資有限公司、重機(上海)工業有限公司、東京重機国際貿易(上海)有限公司、JUKI CENTRAL EUROPE SP. ZO.O.、JUKI (VIETNAM) CO., LTD.、重機(廊坊)工業有限公司は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの事由に該当する場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において、2020年2月12日に決議した事項は次のとおりであります。

- (1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
 - ② 当社は、具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
 - ③ 当社及び当社の子会社（以下「グループ会社」という）から成る企業集団全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に悪影響を及ぼす反社会的な個人・団体には、毅然たる態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 職務の執行に係る情報は、「重要文書保管規定」を定め、保管・管理する。
- (3) 当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制
 - ① 「リスク管理規定」を定め、当社及びグループ会社全体のリスクの管理を行う。
 - ② 「リスク管理会議」を設置し、全社の重要リスクに対し検討を行い対策を講じるとともに、各部門のリスク対策活動を管理する。
 - ③ 具現化したリスクに関しては、「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応措置を執る。
- (4) 当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 執行役員制度及び幹部職制度（コーポレートオフィサー（役付執行役員を除く執行役員に相当する幹部職））を執ることにより、取締役の職務執行権限の一部を執行役員・コーポレートオフィサーに移譲し、職務執行の迅速化に努める。
 - ② 「権限規定」において取締役の職務執行権限の一部を使用人に移譲し、効率的な意思決定を行う。
 - ③ 重要な意思決定事項については、「経営戦略会議」において審議を行い、社長が決定を行う。
 - ④ 職務執行に当たっては、「組織規定」において役割を定め、効率的な職務の執行に努める。

- (5) 当社の使用人並びにグループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、企業としての基本的な在り方を定めた「JUKI企業行動規範」を制定し、法令遵守の考えを明らかにする。
 - ② 社員の具体的な職務執行の行動基準として、「JUKIグループ社員行動規範」を定め、法令遵守の徹底をはかる。
 - ③ 法令遵守の徹底をはかるため、コンプライアンスの教育普及及び管理活動は法務担当部門が行う。
 - ④ 法令遵守の担当役員として内部統制・コンプライアンス担当役員を設け、関連組織及び活動の統括をはかる。
 - ⑤ 当社及びグループ会社全体のコンプライアンスに係る体制及び運用については、「コンプライアンス規定」において定める。
 - ⑥ 社員のコンプライアンス上の疑問点について答えるため、社員が直接に相談する「社員相談窓口」を設ける。
- (6) グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① グループ会社は、「グループ経営会議」において、経営方針・経営計画について当社に報告を行い、チェックと調整をする。
 - ② グループ会社は、「グループ会社管理規定」に従い、当社に定期的及び必要に応じ報告を行う。
 - ③ グループ会社の取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務の執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに当社の内部統制・コンプライアンス担当役員に報告する。
- (7) 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するためのその他の体制
- ① 当社は、「組織規定」及び「グループ会社管理規定」において、機能別組織による経営管理体制を定める。
 - ② グループ会社における経営資源配分的意思決定については、「権限規定」においてそのルールを定める。
 - ③ 当社グループ監査部は、グループ会社に対しても必要に応じ内部監査を行う。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ① 監査役を補佐する組織として、監査役に直属する「監査役室」を設置する。

- (9) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当社監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、「監査役室」に属する使用人の人事異動、人事評価に関して意見を述べる事が出来る。
 - ② 「監査役室」に属する使用人は、監査役の指揮命令に従い、監査役監査に必要な情報を速やかに収集する。
- (10) 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
- ① 常勤監査役は、取締役会、経営戦略会議、グループ経営会議、リスク管理会議等の重要会議体に参加し、自ら必要な情報を収集する。
 - ② 当社及びグループ会社の取締役等及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役の職務執行に関して不正行為、法令・定款に違反する重大な事実等があった場合には、速やかに監査役にその内容を報告する。
 - ③ 監査役は、監査役が必要と判断した情報については、直接当社の担当部門並びにグループ会社の取締役等及び使用人からその報告を受ける。
- (11) 前項の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査役への報告をした者が、当該報告を理由に不利益な取扱いを受けないことを「コンプライアンス規定」に明記し、当社及びグループ会社の取締役等及び使用人に周知徹底する。
- (12) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続き、その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年監査役の計画する予算を計上する。
 - ② 前号の予算外であっても、監査役が監査の実効性を確保するために必要と判断する費用の発生が見込まれる場合は、適切に対応する。
- (13) 監査役が監査を実効的に行われることを確保するためのその他の体制
- ① 監査役は、取締役会に参加し意見を述べる他、監査役監査の実効性を高めるため、代表取締役との意見交換を随時に行う。
 - ② 監査役は、必要に応じてグループ監査部と連携をとり、監査役監査を行う。
 - ③ 監査役は、必要に応じて顧問弁護士や公認会計士と連携をとり、監査役監査を行う。
- (14) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- ① 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制の整備及び運用を行う。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

(1) コンプライアンス体制

- ・「コンプライアンス規定」に則り、グループ会社も含め、コンプライアンス体制の運用の徹底を図っています。
- ・海外のグループ社員にも分かりやすく、シンプルで普遍性のある内容に見直した「JUKIグループ社員行動規範」を、日・中・英各国語版に翻訳・配布し、グループ社員一人ひとりまでコンプライアンスの徹底を図っています。
- ・「反社会的勢力に関する宣言文」を掲示、契約書の条項にも反映させています。

(2) リスク管理体制

- ・「リスク管理規定」に則り、「リスク管理会議」を原則四半期ごとに1回開催し、グループ会社も含めたリスク抽出、リスク評価及び対策を実施しました。
- ・具現化したリスクに関しては「危機対応タスクフォース」において、迅速な対応処置を執っています。

(3) 取締役の職務の執行体制

- ・「取締役会規定」「役付執行役員規定」「幹部職規定」「権限規定」及び「組織規定」において、職務の執行が迅速にかつ効率的に行われるよう努めています。
- ・「経営戦略会議」を原則月2回開催し、重要事項に掛かる迅速な意思決定を行っています。

(4) グループ会社管理体制

- ・「組織規定」「グループ会社管理規定」において、報告体制、機能別組織による経営管理体制を定めており、半期に1回「グループ経営会議」を開催し、グループ会社の経営方針・経営計画の報告を行い、運用状況のチェックと調整を行いました。

(5) 内部監査

- ・グループ会社の内部監査を内部監査計画に則り実施しました。
- ・グループ会社及び拠点を対象に主要項目や個別テーマを軸とした自己評価を実施し、その結果をもとに改善指導を行いました。

(6) 監査役の活動に関わる体制

- ・監査役を補佐する組織として「監査役室」を設置し、必要な情報収集を行っています。
- ・監査役は、3ヵ月に一度代表取締役との意見交換を行っています。
- ・監査役は、公認会計士とは、会計監査に関し定期的に情報交換を行い、監査の実効性を確保しています。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	75,990	流動負債	49,952
現金及び預金	13,831	支払手形及び買掛金	7,124
受取手形及び売掛金	23,326	電子記録債権	3,004
商品及び製品	26,365	短期借入金	34,053
仕掛品	3,115	リース債権	108
材料及び貯蔵品	7,228	未払金	811
為替予約	67	未払費用	2,755
その他	2,585	未払法人税等	337
貸倒引当金	△530	賞与引当金	29
固定資産	34,240	設備関係支払手形	76
有形固定資産	23,484	その他	1,651
建物及び構築物	11,213	固定負債	28,909
機械装置及び運搬具	3,367	長期借入金	21,989
工具、器具及び備品	982	リース債権	227
土地	6,322	役員退職慰労引当金	63
リース資産	332	退職給付に係る負債	5,253
建設仮勘定	202	その他	1,375
その他	1,063	負債合計	78,861
無形固定資産	1,922	純資産の部	34,501
投資その他の資産	8,833	株主資本	18,044
投資有価証券	3,921	資本剰余金	1,990
長期前払費用	110	利益剰余金	15,073
繰延税金資産	2,439	自己株式	△607
退職給付に係る資産	1,333	その他の包括利益累計額	△3,468
その他	2,070	その他有価証券評価差額金	478
貸倒引当金	△1,338	為替換算調整勘定	△4,063
		退職給付に係る調整累計額	116
		非支配株主持分	335
資産合計	110,230	純資産合計	31,368
		負債及び純資産合計	110,230

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	70,401
売上原価	55,090
販売費及び一般管理費	15,310
営業外収益	19,780
受取利息	40
受取配当金	127
受取手数料	158
貸倒引当金戻入益	60
助成金収入	1,301
その他	288
営業外費用	1,976
支持分払投資損失	837
為替差	77
その他	453
経常損失	94
特別利益	3,957
固定資産売却益	34
投資有価証券売却益	23
特別損失	57
固定資産除売却損	176
投資有価証券評価損	147
特別退職金	243
税金等調整前当期純損失	567
法人税、住民税及び事業税	571
法人税等調整額	△257
当期純損失	4,466
非支配株主に帰属する当期純損失	313
親会社株主に帰属する当期純損失	4,780
	91
	4,688

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	18,044	2,035	20,494	△607	39,966
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△732		△732
親会社株主に帰属する 当期純損失			△4,688		△4,688
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社の増資による 持分の増減		△44			△44
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	△44	△5,420	△0	△5,465
当 期 末 残 高	18,044	1,990	15,073	△607	34,501

(単位：百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	468	△3,437	40	△2,929	714	37,752
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						△732
親会社株主に帰属する 当期純損失						△4,688
自己株式の取得						△0
連結子会社の増資による 持分の増減						△44
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	10	△626	75	△539	△379	△918
当 期 変 動 額 合 計	10	△626	75	△539	△379	△6,383
当 期 末 残 高	478	△4,063	116	△3,468	335	31,368

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	38,389	流動負債	39,442
現金及び預金	5,042	支払手形	278
受取掛手形	185	電子記録債権	363
売掛金	11,528	買掛金	4,521
商品及び製品	2,597	短期借入金	18,969
仕掛品	1,078	関係会社短期借入金	1,462
原材料及び貯蔵品	41	リース債権	55
未収収益	660	未払費用	12,129
短期貸付	7,615	未払法人税等	1,344
未為替収入	7,602	未預り	6
その他の金約他	67	備関係支払手形	107
	1,969	その他	8
固定資産	48,141		194
有形固定資産	12,548	固定負債	18,953
建物	7,490	長期借入金	15,770
構築物	90	リース負債	132
機械及び装置	264	退職給付引当金	2,929
車両運搬具	1	その他	120
工具、器具及び備品	199		
土地	4,226	負債合計	58,395
リース資産	185	純資産の部	
建設仮勘定	91	株主資本	27,651
無形固定資産	1,400	資本	18,044
特許権	375	資本剰余金	2,094
ソフトウェア	1,009	資本剰余金	2,094
リース資産	1	利益剰余金	8,120
その他	14	利益剰余金	563
投資その他の資産	34,192	その他利益剰余金	7,556
投資有価証券	2,263	繰越利益剰余金	7,556
関係会社株式	20,968	自己株式	△607
関係会社出資	8,416	評価・換算差額等	483
関係会社長期未収入	352	その他有価証券評価差額金	483
関係会社長期債権	2,512		
破産更生費用	139	純資産合計	28,135
長期前払費用	52	負債及び純資産合計	86,531
繰延税金資産	1,098		
その他	274		
貸倒引当金	△1,885		
資産合計	86,531		

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	28,326
売上原価	27,433
売上総利益	893
販売費及び一般管理費	6,220
営業外収益	5,326
受取利息及び配当金	1,456
受取手数料	778
助成金の収入	577
その他	444
営業外費用	3,256
支払替利差	479
その他	341
の損失	22
経常利益	844
特別利益	2,914
固定資産売却益	26
関係会社清算益	23
特別損失	49
固定資産除売却損	5
投資有価証券評価損	137
税引前当期純損失	143
法人税、住民税及び事業税	185
法人税等調整額	△386
当期純損失	3,008
	△201
	2,806

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から
2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		資本準備金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 の 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	18,044	2,094	2,094	490	11,168	11,659
当 期 変 動 額						
利益準備金の積立				73	△73	-
剰余金の配当					△732	△732
当期純損失					△2,806	△2,806
自己株式の取得						
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)						
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	73	△3,612	△3,539
当 期 末 残 高	18,044	2,094	2,094	563	7,556	8,120

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 の 有 価 証 券 の 評 価 差 額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△607	31,191	478	478	31,670
当 期 変 動 額					
利益準備金の積立					-
剰余金の配当		△732			△732
当期純損失		△2,806			△2,806
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			4	4	4
当 期 変 動 額 合 計	△0	△3,539	4	4	△3,534
当 期 末 残 高	△607	27,651	483	483	28,135

(注) 記載金額は表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

J U K I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健一郎 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 健太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、J U K I 株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、J U K I 株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月12日

J U K I 株 式 会 社
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人トーマツ

東 京 事 務 所指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡 本 健一郎 ㊞指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 杉 本 健太郎 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、J U K I 株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第106期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第106期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制について、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから、両者の協議の状況並びに当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月12日

J U K I 株式会社 監査役会
常勤監査役 鈴木正彦 ㊟
監査役 田中昌利 ㊟
監査役 渡辺淳子 ㊟

(注) 監査役田中昌利及び監査役渡辺淳子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

利益配分につきましては、当期の業績に加え、将来に亘る磐石な事業基盤を構築すべく、積極的な開発投資、設備投資を行っていくための内部留保等を総合的に勘案しつつ、安定的な配当による株主様への利益還元の充実に努めることを基本方針としております。

この方針を踏まえ、業績が回復基調にあることに鑑み、第106期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金20円 総額585,905,780円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月26日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて取締役5名（うち社外取締役2名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p>再任</p> <p>きよ はら あきら 清原 晃 (1951年11月26日)</p>	<p>1974年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2002年4月 ㈱みずほ銀行執行役員法人企画部長 2003年3月 同行常務執行役員 2007年3月 みずほキャピタル㈱代表取締役社長 2009年5月 当社入社顧問 2009年6月 専務取締役CAO兼CCO 2009年7月 専務取締役CFO兼CAO兼CCO 2010年6月 代表取締役社長 2013年8月 代表取締役社長兼JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役社長 2021年1月 代表取締役会長CEO兼JUKIオートメーションシステムズ㈱代表取締役社長（現）</p>	43,813株
<p>【取締役候補者とした理由】 2010年から代表取締役社長を務め、2021年1月からは代表取締役会長CEOを務めており、取締役会の議長として取締役会を適正に運営するとともにその意思決定や監督機能も適切に果たし、経営者として豊富な経験と知見によりグループの経営全般を管掌し、優れた実績を有しております。グループの中長期的な企業価値向上に向けて、そのビジョンの牽引者として強いリーダーシップを発揮できる人材と判断いたしました。</p>			
2	<p>再任</p> <p>うち なし しん すけ 内梨 晋介 (1957年3月26日)</p>	<p>1979年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行）入行 2004年8月 ㈱みずほ銀行蒲田支店長 2010年4月 同行執行役員審査第四部長 2011年5月 当社入社上席執行役員 2013年3月 常務執行役員「管理センター（事業管理部、財務経理部）担当」 2014年3月 常務執行役員「管理センター（財務経理部）担当」兼「生産センター担当」 2017年1月 常務執行役員「グローバル コ・オペレートセンター（財務経理部）担当」兼「事業センター（グループ事業カンパニー）担当」兼「生産センター担当」 2017年3月 取締役常務執行役員 2018年3月 取締役専務執行役員 2020年3月 代表取締役専務執行役員 2021年1月 代表取締役社長COO（現）</p>	21,035株
<p>【取締役候補者とした理由】 2017年から取締役を務めており、財務経理、グループ事業、生産センターなど幅広く管掌し、その豊富な経験と知見を有し、経営管理と事業運営の双方において適切に職務を遂行してまいりました。2020年から代表取締役として社長補佐の任を、さらに2021年1月から代表取締役社長COOを務めており、最高執行責任者として業務執行力の強化による事業計画の実行性を高められる人材と判断いたしました。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の 株式の数
3	<div data-bbox="249 204 325 234" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> <small>なが しま ひろ かず</small> 永 嶋 弘 和 (1958年2月1日)	1978年4月 当社入社 2004年1月 執行役員 産業装置事業部事業部長代行 2005年3月 執行役員 産業装置事業部長 2005年6月 取締役 産業装置事業部長 2006年6月 常務取締役 産業装置事業部長 2011年4月 常務取締役「事業センター(産業装置ユニット)担当」兼「品質保証部担当」兼産業装置ユニット長 2013年3月 取締役常務執行役員「事業センター(産業装置ユニット)担当」兼 産業装置ユニット長 2013年8月 取締役兼JUKIオートメーションシステムズ(株)専務取締役 2014年3月 取締役兼JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役専務執行役員 2016年3月 JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役専務執行役員 2019年4月 JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役副社長執行役員(現)	19,341株
<p>【取締役候補者とした理由】 2005年から2016年まで取締役を務めており、その後JUKIオートメーションシステムズ(株)取締役副社長執行役員として産業装置事業におけるマーケティング・営業等についての豊富な経験と知見を活かし産業装置事業を統括し、適切に職務を遂行しております。今後もソリューション営業の実践による顧客基盤の拡大及び事業領域拡大に貢献できる人材と判断いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	<p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>なが さき かず み 長 崎 和 三 (1951年5月28日)</p>	<p>1976年4月 ブリヂストンタイヤ(株) (現(株)ブリヂストン) 入社</p> <p>1998年11月 同社生産システム開発部長</p> <p>2003年3月 同社熊本工場長</p> <p>2005年1月 同社横浜工場長</p> <p>2005年7月 同社化工品生産本部主任部員</p> <p>2008年7月 (株)ブリヂストンEMK代表取締役社長</p> <p>2014年1月 (株)ブリヂストンEMK取締役相談役</p> <p>2014年2月 (株)ブリヂストンEMK相談役</p> <p>2014年3月 当社取締役 (現)</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>2014年から当社社外取締役を務めており、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって7年となります。製造業の経営者としての豊富な経験及び知識並びに企業経営に関する高い見識と監督能力を背景に、客観的かつ的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断いたしました。</p>			
5	<p>再任</p> <p>社外 独立</p> <p>ほり ゆたか 堀 裕 (1949年10月5日)</p>	<p>1979年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)</p> <p>1989年12月 堀裕法律事務所 (現堀総合法律事務所) 代表弁護士 (現)</p> <p>1999年6月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科講師</p> <p>2004年4月 国立大学法人千葉大学理事・副学長 (現)</p> <p>2010年4月 内閣府・公益認定等委員会委員</p> <p>2016年3月 当社取締役 (現)</p> <p>2016年6月 フィデアホールディングス(株)社外取締役 (現)</p> <p>2017年8月 (株)パソナグループ社外取締役</p>	0株
<p>【社外取締役候補者とした理由】</p> <p>2016年から当社社外取締役を務めており、就任してからの年数は、本総会終結の時をもって5年となります。弁護士として長年培われた専門的な法律知識及び実業界における他社の取締役経験から、コンプライアンス面をはじめ的確な助言と意思決定が期待でき、社外取締役として適任であると判断いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 長崎和三氏、堀裕氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所の規定する独立役員であります。
3. 当社は、長崎和三氏、堀裕氏との間で、当社定款第31条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。両氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。
- なお、当該保険については、2021年2月27日付で従前の内容で更新されており、1年経過後の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役鈴木正彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
再任 鈴木正彦 (1958年1月25日)	1980年4月 当社入社 2006年11月 経理部副部長 2009年11月 企画本部経営企画部副部長 2011年6月 財務経理部長 2016年4月 執行役員財務経理部長 2019年3月 常勤監査役 兼 JUK Iオートメーションシステムズ(株) 監査役 兼 JUK I産機テクノロジー(株)監査役 兼 重機(中国)投資有限公司監事 兼 東京重機国際貿易(上海)有限公司監事(現)	6,507株
【監査役候補者とした理由】 2019年から常勤監査役を務めており、取締役の職務の執行を客観的かつ中立的に監査しております。グループ会社の経営管理、本社における財務及び会計管理の責任者としての経験があり、当該分野の経験・知識が豊富であることから、監査役として適任であると判断いたしました。		

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 当社は、役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。
- なお、当該保険については、2021年2月27日付で従前の内容で更新されており、1年経過後の次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

補欠監査役中村宏氏及び二瓶ひろ子氏の選任に係る株主総会の決議の効力は、本総会開始の時までとされており、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	なかむらひろし 中村宏 (1953年12月23日)	1978年4月 当社入社 2006年6月 取締役C I O兼総合企画部長 2010年6月 常務取締役企画本部長兼経営企画部長 2011年6月 上席執行役員「管理センター（人事部、総務部）担当」兼「事業開発センター担当」兼「秘書室担当」兼「監査部担当」兼総務部長兼「内部統制・コンプライアンス担当」 2013年3月 常務執行役員 2014年3月 取締役常務執行役員 2016年3月 上席理事 2019年4月 顧問「業界担当」（現）	27,076株
<p>【補欠監査役候補者とした理由】 経営企画、財務企画、内部監査、内部統制・コンプライアンスなどの要職を長年に亘り務めた豊富な経験から、当社の経営全般に関する的確な助言と監査が期待でき適任であると判断いたしました。</p>			

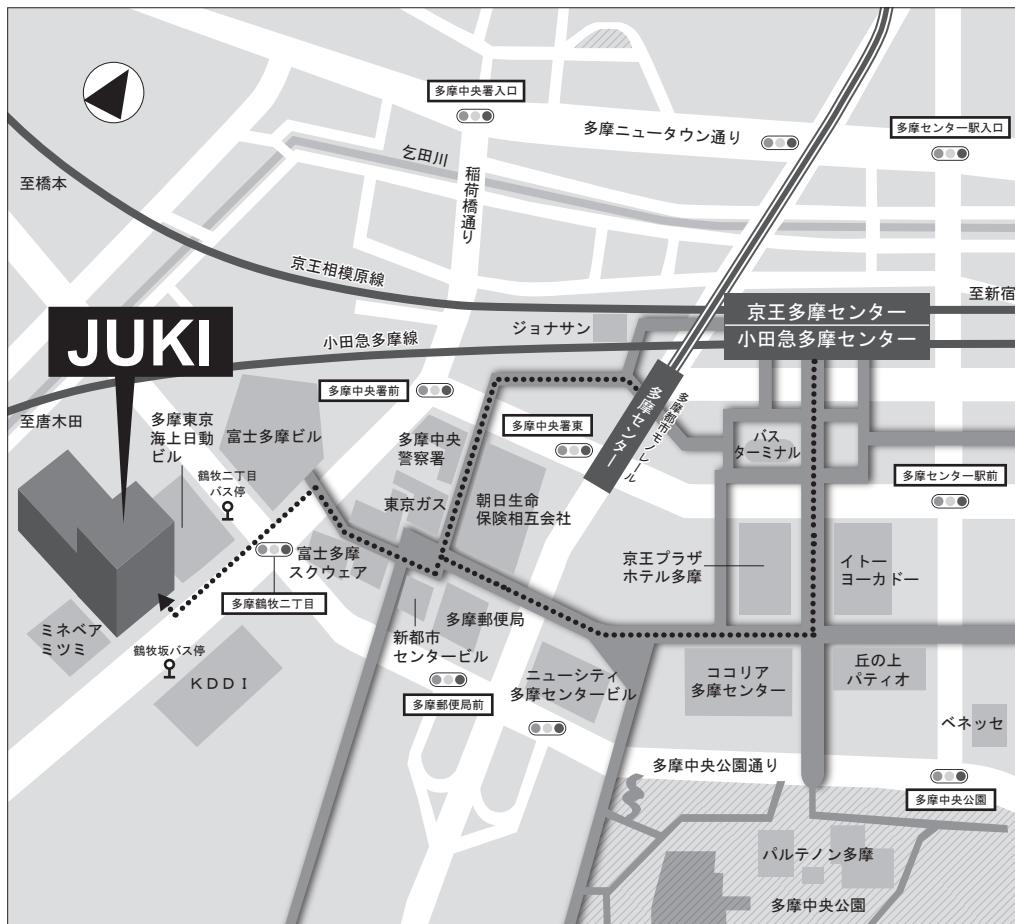
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	二瓶 ひろ子 (1976年8月23日)	1999年4月 ㈱富士銀行（現㈱みずほ銀行） 入行 2008年3月 同行退社 2009年9月 司法修習修了、弁護士登録（第一東京弁護士会） 2009年10月 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤー ズ法律事務所入所 アソシエイト弁護士 2014年9月 オックスフォード大学法学修士号取得 2016年1月 同法律事務所 カウンセル弁護士（現） 2019年3月 早稲田大学大学院 法学研究科先端法学専攻 知的財産法LL.M. 先端法学修士号取得 2019年6月 ㈱シード社外監査役（現） 2020年1月 インベスコ・オフィス・ジェイリート投資法人 監督役員（現）	0株
【補欠監査役候補者とした理由】 弁護士として培われた専門的な法律知識及び国際商事等法務関連の幅広い経験から、コンプライアンス面をはじめ的確な助言と監査が期待でき、併せてダイバーシティ（多様性）推進の観点からも適任であると判断いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 中村宏氏は社外監査役以外の補欠で、二瓶ひろ子氏は社外監査役の補欠であります。
3. 二瓶ひろ子氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認され、監査役に就任した場合は、独立役員として同取引所に届出を行う予定であります。
4. 当社は、二瓶ひろ子氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当社定款第43条に定める会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。
5. 当社は、監査役が被保険者となる役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結しており、補欠監査役が監査役に就任した場合には、被保険者が負担することになる役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険により補填することとしております。
6. 当社は、補欠監査役について、その就任前にその選任の取消しを行う場合があります。取消しの手続きは、取締役会の過半数の決議によるものとし、監査役会の同意を得るものとします。

以上

株主総会会場ご案内図

東京都多摩市鶴牧二丁目11番地 1 電話042-357-2211 (大代表)



交通

- 京王相模原線「京王多摩センター駅」下車 徒歩 約12分
- 小田急多摩線「小田急多摩センター駅」下車 徒歩 約12分
- 多摩都市モノレール「多摩センター駅」下車 徒歩 約10分